



3都総第 1-1050号  
令和 3年 9月 8日

名古屋市緑区  
鳴海町上ノ山18-5

(株) 五大

代表取締役 金山 尚一 様

愛知県知事 大村 秀章



特 定 建 設 業 に つ い て ( 許 可 )

令和 3年 8月17日 付けで申請のありました 特定建設業に  
ついては、建設業法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり  
許可します。

記

許 可 番 号	愛知県知事 許可 (特一 3) 第106492号
許 可 年 月 日	令和 3年 9月 8日
許 可 の 有 効 期 限	令和 8年 9月 7日
許 可 建 設 業 の 種 類	

土木工事業  
建築工事業  
大工工事業  
左官工事業  
とび・土工工事業  
石工事業  
屋根工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
鋼構造物工事業  
鉄筋工事業  
舗装工事業  
しゅんせつ工事業  
板金工事業  
ガラス工事業  
塗装工事業

防水工事業  
内装仕上工事業  
熱絶縁工事業  
建具工事業  
水道施設工事業  
解体工事業

担当 都市・交通局都市基盤部都市総務課  
電話 052-954-6503  
(ダイヤルイン)

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和 8年 8月 8日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)